

決議案第 5 号 議決第 564 号

平成 26 年 6 月 30 日議決原案可決

## アサヒビール跡地問題について基本協定が有効である間の議会審議を求める決議の件

上記決議案を次のとおり西宮市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

平成 26 年 6 月 30 日提出

### アサヒビール跡地問題について基本協定が有効である間の議会審議を求める決議(案)

今村市長は就任直後、アサヒホールディングス(株)及びアーク不動産(株)を訪問し、基本協定に基づいた土地の購入は考えていない旨、伝達した。

確かに基本協定に基づく土地の購入を白紙撤回すると公言した選挙で当選したことは事実であるが、土地購入を前提とした公約にもそれ以上の支持が集まっており、民意は桔抗しているという見方もできる。

市長は今議会に土地取得関連経費の減額補正予算案を提案しなかった理由について「選挙に勝ったから土地を買わないことを認めろ、と言うのは失礼で乱暴だと考えた。総合計画の修正と合わせて提案したい。」と答弁されたが、そもそも 7 月末に協定が失効すれば土地購入の是非について議会で議論する意義は失われるのであり、その時間切れを待つかのごとき姿勢の方が議会に対し、極めて失礼で乱暴と言わざるを得ない。

本件は当初から本市と議会が時間をかけて協議し、取得価格の優位性や市立中央病院の改革、総合的な防災対策、老朽化する公共施設などの課題解決に資するとの結論からその購入を了とし、予算化された経緯があり、議会大多数の判断である。

これを尊重し、基本協定の期限内に結論を求めるため、

- 一、現在の協定を、その相手側の同意を得て本年 9 月議会閉会后まで延長してもらうこと。
- 二、これができないときは協定の失効する 7 月 31 日までに臨時議会を招集し、総合計画の修正と切り離して土地関連予算の審議を行うこと。

以上をもって西宮市議会は市長に基本協定が有効である間に議会審議を完了させるよう求めるものである。

以上、決議する。

平成 26 年 6 月 日

西宮市議会